

各種調査結果等から見られる現時点での課題

こどもの権利

- ▶ こどもの権利に関しての認知度が低いため、普及啓発活動が必要。
- ▶ 恒常的に子ども・若者の声や意見を聞く仕組みづくりを進めていくことが必要。
- ▶ 自己肯定感を高めるために、子ども自身が、こどもの権利についての認識を深め、主体的に自分の考えや思いを表現できるようになること、こどもは一人の人間であり、権利の主体であることを大人が理解することなど、すべてのこどもにやさしいまちづくりを進めていくことが必要。
- ▶ ヤングケアラーが抱える、心身への負担や勉強、友人関係への影響等の解消を目指し、関係機関による情報共有、役割分担の明確化など、具体的な支援方法について速やかに対応していくことが必要。

こども・若者の居場所

- ▶ こどもの希望を踏まえたこどもの居場所づくりが必要。(公園環境設定、室内でいつでも遊べる施設等)
- ▶ 長期休暇時の預かりや放課後のこどもの居場所を求める保護者が多いため、こどもの居場所の取組が必要。
- ▶ こども・若者の居場所を整備することは、こども・若者の成長を促すことにつながると考えられるため、若者が気軽に立ち寄り、安心して自由に過ごすことができる居場所の提供を進めていくことが必要。

相談支援

- ▶ 相談機関に望むことは、「親身に聞いてくれる」と回答する割合が最も高く、また、相談機関を利用しない理由として、「相談しても解決できないと思う」と回答する割合が最も高いため、寄り添い型の対応や相談体制の充実を図る取組が必要。
- ▶ こどもの心身ともに健やかな成長のためにも、相談先の周知方法の工夫や安心して相談できるような環境づくり、辛い、苦しい経験をした際にこども自らが相談でき、こどもにとって一番良い解決方法を一緒に考える仕組みを検討していくことが必要。
- ▶ 子育てに関する相談窓口について、身近で敷居が低く、いつでも気軽に相談できるような体制づくりを進めていくことが必要。

経済的支援

- ▶ 保護者が求める重要だと思える支援等において、こどもの就学に係る費用の軽減を求める割合が最も高いため、経済的な支援への取組が必要。
- ▶ ひとり親家庭の収入の安定を図るためにも、養育費を確実に確保するための取組や離婚前後における公的支援を進めていくことが必要。

子育て支援サービス

- ▶ 子育て世帯の増加により、一時預かり施設や子育てひろば、病児保育などの子育て環境の充実が必要。

幼児教育・保育の質の確保

- ▶ 不適切な保育、小1プロブレムなどの課題に適切に対応するため、施設職員の意識啓発及び専門性の確保、小学校への円滑な接続が図られるようなカリキュラムが必要。

若者支援

- ▶ 若者が悩んでいることは、「お金」「将来・進路」「仕事・就職」が多く挙げられており、若者の抱える状況や課題はさまざまであるため、こうした多様な悩みや困難を受け止め、それぞれに対応した支援が必要。
- ▶ 学生時代の不登校が原因でひきこもり状態が続いている若者もいるため、例えば、オンライン等による相談がしやすい方法の実施等を通じて、ひきこもり状態にあるこども・若者やその家族への早い段階からの支援を進めていくことが必要。

地域でこどもを支える

- ▶ ひとりで食えることが多いこどもは、生活の満足度や自己肯定感が低い傾向にあるため、地域全体で支える仕組みづくりが必要。

(仮称) 流山市こども計画の骨子 (案)

基本目標・施策の方向性・主な取組 (案)

【基本目標Ⅰ】

こどもの権利を保障し、こどもの健やかな育ちの支援

- (1) こどもの権利に関する理解促進
 - ① こどもの権利の普及啓発
 - ② こどもの権利に関する学習機会の充実
- (2) こどもの意見表明・参加の促進
 - ① こどもの意見表明・参加の仕組みづくり
 - ② こどもの意見表明・参加の機会の確保
- (3) こどもの居場所づくり、**学び・遊び・体験の支援**
 - ① こどもの居場所の充実
 - ② 学習機会の充実
 - ③ 遊び・体験の機会の充実
- (4) こどもの権利侵害の防止
 - ① 虐待の未然防止、養育支援体制の整備
 - ② いじめ、不登校、困難に直面するこどもへの支援
 - ③ こどもの権利侵害に関する相談・救済

【基本目標Ⅱ】

こどもを安心して生み育てるための支援体制の強化

- (1) 妊娠から子育てにかかる切れ目のない支援
 - ① 妊娠期からの切れ目のない支援
 - ② こどもの健康確保のための取組
 - ③ 子育て支援サービスの充実
 - ④ 家庭教育支援
 - ⑤ 子育てに関する相談体制の充実
- (2) 経済的支援の充実
- (3) 生活に困難を抱える子育て家庭の支援強化
 - ① 生活困窮家庭への支援
 - ② ひとり親家庭への支援
- (4) こどもの発達・成長に応じた支援
 - ① 発達に課題や障害があるこどもへの支援
 - ② 特別な支援を要するこどもへの教育の充実

【基本目標Ⅲ】

こどもと子育て家庭を支える教育・保育環境の充実

- (1) 乳幼児期から学童期の教育・保育環境の充実
 - ① 教育・保育施設及び多様な保育サービスの充実
- (2) 幼児教育・保育の質の向上
 - ① 就学前の教育・保育の質の向上
 - ② 幼稚園・保育所等と小学校の連携
- (3) 質の高い学校教育の充実
 - ① こどもの権利に関する学びの支援
 - ② 学校における体験機会の充実

【基本目標Ⅳ】

すべてのこども・若者の自立と社会参加の支援

- (1) すべてのこども・若者の健やかな育成支援
 - ① 若者の活動・社会参画の機会の充実
 - ② 若者の居場所の充実
- (2) 生きづらさを抱えた若者の支援
 - ① 若者に関する相談体制の充実
 - ② 困難や生きづらさに直面する若者に対する支援

【基本目標Ⅴ】

こども・若者の育ちを地域全体で支える環境づくり

- (1) 地域におけるこども・子育て支援活動の推進
 - ① 子育て関連団体への支援
 - ② 地域における子育て支援ネットワークの強化
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 子育てと仕事の両立の推進
- (4) 子育て世帯にやさしいまちづくりの推進

【基本目標Ⅵ】

こどもの権利を守る仕組みづくり

- (1) こども・子育て施策に関する評価・検証
 - ① こどもの権利部会の設置